

## ●更生債権届出書の使い方●

春日電機個人株主の会では、旧経営陣の経営責任の所在を明らかにするためにも、更生債権の届け出を行うことを強く推奨いたします。この届出書を以て、裁判所や管財人に株主の考えを伝える機会の1つとし、今後の再建計画において、株主のみが今事件の最大の被害者とならないよう主張していくべきです。こんなことが許されるなら、今後株式市場の信頼は揺るぎ、投資家は増えず、市場が衰退することにつながります。経営者が違法行為を行っても、「会社更生法さえ申請・開始決定を受ければ、合法的に株主を簡単に抹消できて、その損害を負わずに済む」というような目的で、今後更生法を使う企業を増やさないためにも、個人株主も意思表示を行い、主張すべきは主張して、公平・公正な対応を求めて参りましょう。

会社更生法の条文中にも、更生会社の新株発行について、現株主に代物弁済する場合の記述のある条文もあり、決して諦めるべきではありません。更生会社は、自分たちにとって都合の良い条文ばかりを選んで載せている可能性もあります。

- ① この更生債権届出書は、色々な資料を参照しながら作りましたが、万一不備等ございましたら、その責任を負うことはできませんので、あらかじめご了承下さいませ。
- ② 更生債権の株価算出方法について、2種類ご用意しました。ご自身の株式取得金額を使う場合または、ご自身で1株当たりの株価を算出する場合は2ページのもの、株主の会が考える1株当たり76.42円で算出する場合は3ページのものをご使用ください。
- ③ 他債権もある場合には、4ページのものも、あわせてお使いください。（株主にとっては必要ないと思います。おまけ程度です）

更生債権の届け出を行いたい株主の方の一助となれば幸いです。

**春日電機個人株主の会**

東京地方裁判所民事第8部 御中  
平成21年(ミ)第29号 会社更生手続開始申立事件  
更生債務者 春日電機株式会社

裁判所	
受付番号	

### 更生債権届出書

上記事件について更生手続に参加するため、以下のとおり更生債権の届出をします。

平成 21年 8月 日  
千 一

届出債権者 (住所)  
(氏名) 印  
(電話) ( ) -  
(FAX) ( ) -

届出債権額		合計		円
債権の種類	債権の内容及び原因			
普通株式	<input type="checkbox"/> 保有株式数			株
	<input type="checkbox"/> 保有株式の価値			円
	<input type="checkbox"/> 株式取得手数料			円

#### 【株式価値の算出方法】

株式価値の算出方法 (どちらかにチェックをいれて、ご記入下さい。)

- 当社株式1株あたり、 円が妥当であるから。  
 当社株式購入価格の合計が、 円であるから。

(上記株式価値の算出の根拠)

添付書類  株式残高証明書のコピー  その他 ( )

※ 提出していただく書類は、この届出書2通です。欄に記載しきれない場合は、適宜別紙を使用して記載してください。

## 更生債権届出書

上記事件について更生手続に参加するため、以下のとおり更生債権の届出をします。

平成 21年 8月 日

千 一

届出債権者 (住所)

(氏名)

印

(電話) ( ) ー

(FAX) ( ) ー

届出債権額

合計

円

債権の種類

債権の内容及び原因

普通株式

保有株式数

株

保有株式の価値

円

株式取得手数料

円

## 【株式価値の算出方法】

株式価値の算出方法（どちらかにチェックをいれて、ご記入下さい。）

当社株式1株あたり、76.42円が妥当であるから。

当社株式購入価格の合計が、 円であるから。

## （上記株式価値の算出の根拠）

現在、更生会社春日電機株式会社（以下「更生会社」）においては、平成21年2月21日をもって東京証券取引所への上場が廃止されておりますので、客観的に価値を判断するのは大変困難な状況になっております。ですが、株主が株式を購入する際に重要視するのが、決算書の1株あたりの株主資本であり、更生会社が公式に発表している最新の一株当たりの資産は、平成20年12月26日の更生会社のIRによれば、76.42円とあります。この価格は、平成15年3月から平成20年9月の間における一株当たりの株主資本167.55円から76.42円の中の最小値であること、また平成21年3月13日に、更生会社IR担当者に電話で一株当たりの株主資本を聞いたところ、平成21年3月期第2四半期の通りだとの回答を得ていることから、上記金額を株主資本と考えます。

また、更生会社が上場廃止になり、社会的信用を失い、会社更生法適用まで追い込まれた理由は、更生会社の旧経営陣による違法行為が原因です。（違法行為については、更生会社および労働組合が旧経営陣を訴えていることから明らかです。）経営者がこの様な違法行為を行わなければ、1年前まで自己資本率が50%を超えているような会社が、当該状況になるとは到底考えられません。更生会社は旧経営陣にその損害の賠償を請求すべきです。また、株主としては、更生会社が株主資本を著しく棄損させた責任を負わなければならないと考えております。

添付書類  株式残高証明書のコピー  その他 ( )

※ 提出していただく書類は、この届出書2通です。欄に記載しきれない場合は、適宜別紙を使用して記載してください。

番号	債権の種類	債権の額（議決権額）	債権の内容及び原因	
2			<input type="checkbox"/> 利息	円
			<input type="checkbox"/> 遅延損害金	円
担保の表示			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 物上保証 <input type="checkbox"/> 別除権（点線以下の部分を記入する）	
別除権の場合	種類	<input type="checkbox"/> 抵当権(順位 番) <input type="checkbox"/> 根抵当権(極度額 円, 順位 番)		
	別除権の目的財産	<input type="checkbox"/> その他 ( )		
	債権番号 ( 番)			
更生債権に関し更生手続開始当時係属する訴訟事件名及びその対象となる債権のある場合				
事件名	裁判所	支部	平成 年 ( ) 第 号	執行力ある債 務名義の有無
	原告	被告		有 無